

令和6年度第1回米子市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時：令和6年6月26日（水）午後6時から午後7時

開催場所：米子市本庁舎4階 401会議室

1 開会・会議の成立（午後6時00分）

＜事務局＞

・開会

・全12名委員のうち、9名の委員の出席を確認、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告。（出席：仁科祐子、前田浩寿、土中伸樹、永見忠志、石田良太、木下実佳、木村定雄、吉野立、遠藤直子）

2 課長あいさつ【省略】

3 議 題

（委員長）

＜会議の公開について諮り、会議で了承。＞

（1）令和5年度の事業実績、収支決算及び業務評価について

（仁科委員長）

それでは、議題に入ります。議題1「令和5年度の事業実績、収支決算及び業務評価について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料1および添付資料をお手元にご準備いただきたい。資料1で簡単な概要版をつけているが、一番大きなポイントは、令和5年度、各センターの人員体制の強化を行ったところ。

そして、いわゆる包括支援業務と言われる業務について、業務評価というものを新たに取り入れさせていただいた。このことに関連し、市の方から各委託事業者様にお支払いさせていただく委託料について、これらの人員配置の実績、それから業務評価結果に基づいて、基準に満たない場合の委託料の返還規定を設けさせていただいた。

1点注釈としては、義方・湊山地域包括支援センターについては、昨年度時点で、翌年度に義方地区の受託を辞退したいという申し出があり、令和6年度中には湊山圏域（明道地区・就將地区）のみになるということを見据えていたことから、人員配置増配置することとは行われず、その結果として11名の配置基準に対して8名にとどまっている。

他のセンターにおいても、人員増に向けて取り組んでいただいたところだが、昨今の人材不足というところもあり、基準に届かなかったセンターもあるというところ。しかし、全体を通じて多くの法人様にご協力をいただき、体制強化を図るものができたというふうに捉えている。その他詳細については別添資料をご確認いただきたい。

特徴として、別添4、業務評価の結果について。令和5年度からの新たな取組で、結果としては委託料の返還を求めるといったようなことはなかった。点数にばらつきがある点については、もう少し指標基準を見直していく部分があると感じている。例えば地域ケア会議の実施回数など、評価結果が0か100かみたいなどころがあり、基準には届かなかったが、半分くらいは実施できた場合など、中間点の導入が望ましい項目がいくつかあるというふうに各センターの方からも伺っている。そのあたり含め、令和6年度の業務評価の指標をどういうふうにしていくか、後半の議題でも触れる予定としているが、運営協議会の場でもご意見いただきながら検討したいと考えている。

(仁科委員長)

本件についてご意見等あればお願いします。

(木村委員)

令和5年度は人員配置を増やしているが、この予算措置はどうなっているのか。

(事務局：矢野係長)

5年度の人員配置の増による委託料については、人員増の部分も委託料として支払い、その人員を確保できない場合は、年度末に清算という形をとっている。

(吉野委員)

決算状況にふれ里包括が直営のためか掲載されていない。ふれ里についても掲載した方がよいのではないか。

米子市が本人ミーティングを初めて実施されたが、包括の参加は少なく、また、参加者についても、包括が連れて来られた人はいなかった。

秋には、認知症施策推進基本計画が国から示され、市町村もそれにも続いて計画を立てないといけない。認知症施策における、包括の関り方、「支援」でなく、「当事者と一緒に考える」ことについて。そういうことをもっと評価指標の中にどう含めていくのか検討していただきたい。

また、地域の住民たちが自主的に活動しやすいような運営組織の関わりについても、包括で考え方の違いが出てきていると感じる。既存の会合を開くだけではなく、新しい住民組織の立ち上げなど、そこに包括はどういう立場で関わるのか。そのあたりの視点も重要では。

(仁科委員長)

別添４の業務評価の評価項目はどのように設定されたのか。

(事務局：矢野係長)

国が地域包括支援センターの機能強化に向けた指標を示しており、これを参考とし、本市の方向性や業務の仕様書に合わせて修正を行った。

(吉野委員)

データによれば、結構な数の実態把握、家庭訪問ができていくことになるが、これに間違いはないか。

(事務局：矢野係長)

訪問等については、民生委員により実施した７０歳以上のみの世帯を対象とした高齢者実態調査（全戸訪問）においてにおいて、地域包括支援センターの訪問を希望するかという項目がある。希望があった方の情報について、調査の中で確認した現在の困りごとなどを含め、各地域包括支援センターに提供するという形で、待ちではなく、こちらから訪問するという形を取っている。件数については誤りない。

(永見委員)

評価結果において「100点」となっているにもかかわらず、こんなところに苦慮しているとか、目に見えるようになった方が良い感じる。

(吉野委員)

包括によって、０点と満点という差が激しい。何か理由があると思うが、その理由が気になる。設問が悪いのか、捉え方に違いがあるのか。何かあるのではと思ってしまう。

(事務局：矢野係長)

事務局としても、同じ意見である。令和５年度からスタートした取組であり、この度が１回目ということはあるが、指標自体に問題がある場合、修正する必要があると考えている。また、見直しにあたっては運営法人や実際に携わる職員の方と丁寧に協議をしながら指標を検討していきたい。

(仁科委員長)

見直しにあたり職員などに意見を聴く場を設けているか。

(事務局：矢野係長)

例年法人及び従事者に対してヒアリングを実施しており、今後もその中で意見を聴いていきたいと考えている。

（２）令和６年度の事業計画及び収支予算について

（仁科委員長）

議題２「令和６年度の事業計画及び収支予算について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料２と別添資料をご準備いただきたい。６年度の主な事業計画のポイントとなるのが、昨年度、地域包括支援センターの運営方針の改正を行い、これに基づき業務の仕様書も全面的に改定をした。これに基づき運営していただいているというところであり、現時点での人員配置の状況は（３）記載のとおり。「義方・湊山」及び「住吉・加茂」については義方地区の移管により、７月から再編の予定であることを申し添える。

各センターの事業計画書が別添２のとおり。先の議題で吉野委員よりご意見いただいた認知症に関する地域包括支援センターの役割も運営方針に盛り込んでいるため、計画にも記載されている。

また、今年度より各地域包括支援センターによって地域の特色・課題を踏まえ、重点的に取り組む項目を設定する形をとっている。この点は地域差があるため、センターによって異なる設定となるが、一方で統一的に実施すべき業務については、仕様書で実施回数等の基準を定めている。

（遠藤委員）

資料のうち、住吉・加茂地域包括支援センターの所在地が誤っているのではないか。

（事務局：矢野係長）

ご指摘のとおり、正しくは「上後藤３－３－３」である。訂正してお詫び申し上げます。

（土中委員）

もの忘れ相談の実施回数にセンターごとで結構差があるが。

（事務局：矢野係長）

地域からどのくらい依頼があるかということも影響するものであり、差が出る面があると認識している。

（前田委員）

参考までに、地域ケア会議（推進）の構成員や人数は一般的にどのようなものか。

（事務局：矢野係長）

本市における推進会議については、20名～30名程度のものが多いという認識でいる。

（仁科委員長）

業務の実施に関連して、地域包括支援センターのサポート体制、指導体制のようなものはどのようなになっているか。

（事務局：矢野係長）

次の議題で少しその点についてお話をさせていただきたいと考えている。包括の業務の実態をどのように捉え、必要に応じて改善に繋げていくか、そのあたりの体制の今後の考え方を示させていただきたい。

（遠藤委員）

フレイル予防に関する取組が始まるまで、地域において、包括が何するところかという認識は低かった。包括が自ら出ていくのは限界もあるだろう、地域の側から呼ぶということも必要。そうしないとなかなか地域で浸透していかないだろうと感じる。

（３）地域包括支援センターの再編について

（仁科委員長）

議題３「地域包括支援センターの再編について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料３をご確認いただきたい。昨年度の運営協議会でもご説明させていただいたとおり、今後、現在市内７箇所に設置している地域包括支援センターについて、本市が定める１１の日常生活圏域単位（中学校単位）ごとの運営に向けた圏域再編を行うこととしている。

再編整備の一環として、ふれあいの里エリアについては、直営から委託方式に変更し、「東山圏域」については（福）米子市社会福祉協議会が運営、「福生圏域」及び「福米圏域」については、それぞれ受託に係る公募型プロポーザルを実施することとしており、７月に選定委員会を開催し、８月中には選定結果を通知する運びとしている。現在選考中であり、詳細は控えさせていただくが、概ねスケジュール通りとなる見通しである。

また、再編と併せて、複数のセンターが相互に連携する効果的な取組の推進に向けた総合調整を行う「地域包括支援センター統括員の配置」について検討しているところ。

各圏域の詳細について。後藤ヶ丘・加茂圏域については、「義方地区」を、令和６年

7月1日から「住吉・加茂地域包括支援センター」の運営法人である（福）こうほうえんが運営することになり、今後は「後藤ヶ丘圏域」「加茂圏域」のそれぞれの拠点設置に向けて法人と協議をしていく。福生・福米圏域については先述のとおり。弓ヶ浜・美保圏域については、後藤ヶ丘・加茂圏域同様、複数圏域の設置について法人と協議していく。ただし、美保は少規模のセンターとなることから、その点が業務に支障が出ることはないよう、様々な運営形態等も視野に入れながら法人と協議を行う予定。

統括員については詳細別添3のとおり。統括員に求めたい第1の機能は「抜本的な業務効率化の推進」。ICTの導入等により削減した時間を、対人支援に時間を充てる、という体制を推進したい。

関連して、「センターの業務負担軽減について」というところで、今年度本市の地域包括支援センターのタイムスタディ調査を実施することとしており、効果的なICTの導入について検討していきたいと考えている。

（吉野委員）

方向性は良いと思うが、上位計画である地域福祉計画に記載されている「えしこに」との整合性が気になる。「えしこに」は直営で、その中でOJTなどの人材育成をやっていくということが特徴だった。今回はそうではなくて委託ということなので、上位計画との整合性を取る体制が必要ではないか。

もう1点、現状では地域包括支援センターというと長寿社会課、といった形だが、今後認知症については国から基本計画等も出てくる中で、全庁的に取組む形を取っていただき、その中で地域包括支援センターも関わる、という形を取ってもらいたい。交通、経済、災害と、認知症の問題は多岐にわたる。専門の組織までできなくても、そういう形がつかれないかなと思う。高齢者の問題、地域包括支援センターの問題だから長寿社会課だよ、ではなく。提案の方向性は私は良いと思う。

（足立課長）

認知症の問題がさまざまな分野に関わるという認識はある。関係課が集まって協議する場について考えていきたい。

（吉野委員）

大事なのは当事者目線。行政の縦割りは仕方ない部分もあるが、そればかりでなく、横ぐしを指すような体制・取組が必要。そうしないと今後の高齢化社会を乗り切れない。

（仁科委員）

統括員について。どのような者を想定しているか。

（事務局：矢野係長）

まだ構想段階だが、三職種の業務に関する有資格者。尚且つセンターの業務従事経験者。この他、ケアプランの業務に精通しておられる方もいらっしゃるのではないかと感じている。

（仁科委員長）

ケアプランの有資格者については最低でも主任ケアマネ以上とするなど、業務に精通している者が望ましいと感じる。

現状、センターの職員について、定期的な入れ替わりはあるか。

（事務局：矢野係長）

委託の事業者については、法人内の人事異動の影響により入れ替わりが生じることはある。しかしながら、各法人、地域包括支援センターの重要性等を鑑み、人員配置には配慮をいただいているという認識でいる。

（石田副委員長）

統括員の件含め、かつてない程、地域包括支援センターのことを考えていただいているという印象を受ける。というのが、DXの推進というのは大現場任せだが、予算書でもわかるとおり各法人にはそういった原資はない。そこを市が予算獲得し、統括員を交えて推進していくという体制、委員としては全面的に協力したい。

また、包括の業務の定量化というところに関しては、専門家の協力も得ながらやっていく必要がある。現場任せではいつまでもDXは推進されない。外注化も積極的に視野に入れるべき。

（木村委員）

地域包括支援センターを元々の11の圏域に戻していくという考え方は妥当なのか。高齢者人口について例えば70代以上、80代以上と年代別に見ていくと地域で大きく差がある。箕蚊屋や淀江は人口が減っていくのにセンターの人員を増していくということになっている。

（事務局：矢野係長）

人員配置基準に関しては、三職種については高齢者人口をベースに、プランナーについては圏域のケアプラン件数をベースに基準を設定している。人口が減少が減少していても、今後、後期高齢やが増加していくとケアプランを必要とする者の数は増えていくといったようなことも想定されるところであり、そういった視点も総合しながら人員配置基準を設定しており、現状を踏まえた現時点での本市の基準としてご理解いただきたい。

勿論、今後の地域の動向等により適宜見直しは必要となってくるものであり、その際にはこの運営協議会の場でもご意見等いただきたいと考えている。

（４）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

（仁科委員長）

議題４「地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

本件については、本日この場で何かしらの結論を得る、ということではなく、おそらく次回以降の委員会で詳細を協議することになるかと思う。昨年度の介護保険法の改正において、別添１のポンチ絵を参照いただきたいが、こうした規制緩和的な改正が行われている。本改正を受けて、今後市町村も１年以内に条例改正を行うことになる。

条例改正をした後に、運営協議会の場で協議し、必要と認めた場合には本規制緩和の内容を適用することができるという流れになる。

主な改正点は、常勤換算方の導入と三職種の複数圏域での柔軟配置が可能になるという点。本市の現状としては直ちにこれを導入しないと立ち行かないという状況にはないが、必要に応じてこうした体制をとることができるよう、今年度中に条例改正は行う予定としている。今後また詳細について運営協議会と協議していくにあたり、本日情報提供させていただいたところ。

（土中委員）

これは異なる法人間でも適用可能なのか。

（事務局：矢野係長）

現在詳細について確認中である。今回の法改正で運営法人については特に考慮されていないものと思われるが、実際問題としては、運営法人が異なる場合、運用の中でさまざま課題はあろうかと思われる。

（吉野委員）

国もこれを積極的に推進する、というものではなく、あくまで認めるよ、というものですよね。本改正により、こういう方向性を推進していくんだ、体力のある大型の法人がやればよいという考え方になることが怖いと感じる。

（永見委員）

三職種の準ずるもの規定については、市町村ごとで設定できるのか。例えばハ職や、その他地域に密着した人材について含めることは可能なのか。

（事務局：矢野係長）

三職種の基準については、準ずる規定も含め、国準拠。ただし、それ以外でこういった職員を配置するかという点については市町村に裁量がある。米子市では三職種とプランナーを配置するよう設定している。

(仁科委員長)

包括でやっている良い取組を広めることなど、技術の伝承等に役立つと良いと感じた。

(吉野委員)

米子市では今複数圏域を抱える法人に複数拠点の設置を求めているわけで、そういった状況の中で、今回の法改正をうまく活用できれば良いのでは。

(事務局：矢野係長)

吉野委員のご意見に補足して。今回の法改正については、おそらくこういうことをしないとも配置ができない地域包括支援センターというのが全国的にはあり、そこに対する対策と解釈している。幸い米子市においてはそういう状況にないが、時を同じくして再編整備に取り組んでおり、現在ひとつの拠点を敢えて切り分けるということを進めていく予定。これに関しては勿論同一法人が運営していることから、今後活用のメリットが生じる場面もあろうかと考えている。

(石田委員)

情報提供だが、米子市は大丈夫だが、鳥取県内で、隣の島根県で包括の運営が困難となり、相談をいただいた例がある。実際、配置困難な自治体が生じている。

(仁科委員長)

それではこれもちまして、令和6年度第1回地域包括支援センター運営協議会を終わります。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

閉会(午後7時00分)